

名 称		三好青木地区計画（平成２８年６月２４日みよし市告示第４７号）
位 置		みよし市三好町青木及び前田の各一部
面 積		約９．５ha
区域の整備・開発又は保全の方針	地区計画の目 標	当地区は、本市の中央部に位置し、広域的な幹線道路である国道１５３号線及び都市計画道路豊田知立線の交差点部に接するという良好な位置にあり、将来的にはみよし市の拠点地区における商業機能を分担し、市民意識の中における求心性の確立、２１世紀を指向した都市的空間の建設をめざす地区である。 このため、計画的な拠点づくりを行うことによって、都市基盤が整備された、シンボル性のある地区としていくために、地区のあるべき姿を地区計画によって規定していくとともに、その具体的な土地利用の実現については、計画的な開発と一体的に行うことによって、緑豊かでゆとり・潤いがあり賑わいのある市街地環境の形成を図る。
	土地利用の方 針	《商業集積地区》 みよし市における商業機能の中心として、民間開発主導型の物販、アミューズメント等の複合商業施設の誘導を図り、また、自然環境を活用する方策として隣接する砂後川の沿道を修景して、潤いのある空間とするほか、園地を配置して、緑地の確保につとめ、質感のある地区としていく。 《沿道商業地区》 （都）豊田知立線の沿道については、幹線道路の沿道としてのポテンシャルをいかした商業系土地利用を配置する。
	地区施設の整備方 針	当地区の地区施設については、複合商業施設の誘導を図る目的として、道路と施設利用者の憩いの場とした公園、緑地を計画的に配置する。
	建築物等の整備の方針	複合商業施設の誘導を図る目的として、建築物の用途の制限や建築物の形態又は意匠等の必要な基準を設け、地区住民に解放されたオープンスペースを確保するために周辺環境への影響を十分に考慮した規制と誘導を図る。

地区施設 の 配 置 及び規模	道路	道路番号	幅員	延長	備考	
		1 号	1 2 m	2 7 0 m	計画図表示のとおり	
		2 号	1 2 m	2 5 5 m	計画図表示のとおり	
	公園	公園番号	面積		配置	
		1 号	2, 6 7 0 m ²		計画図表示のとおり	
		2 号	1, 1 6 0 m ²		計画図表示のとおり	
	緑地	緑地番号	面積		配置	
		1 号	6 8 0 m ²		計画図表示のとおり	
		2 号	3 6 0 m ²		計画図表示のとおり	
		3 号	4 0 0 m ²		計画図表示のとおり	
		4 号	3 3 0 m ²		計画図表示のとおり	
		5 号	1 6 0 m ²		計画図表示のとおり	
		6 号	2 3 0 m ²		計画図表示のとおり	
		7 号	3 0 0 m ²		計画図表示のとおり	
		8 号	4 7 0 m ²		計画図表示のとおり	
		9 号	6 7 0 m ²		計画図表示のとおり	
		1 0 号	2 5 0 m ²		計画図表示のとおり	
		公共 空地	公共空地番号	面積		配置
	1 号		9 8 0 m ²		計画図表示のとおり	
	地区の 区 分	地区の名称	商業集積地区		沿道商業地区	
		地区の面積	約 9. 2 ha		約 0. 3 ha	
	建築物等 に関する 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。			
			1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票券発売所、場外車 券売場その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎（1 5 m ² を超えるもの。） 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 6. 工場（ただし、作業所の床面積 の合計が1 5 0 m ² を超えない自動 車修理工場及び建築基準法施行令 （昭和25年政令第338号。以下「政 令」という。）第130条の6に規定 するものを除く。） 7. 専用住宅 8. キャバレー、料理店その他これ らに類するもの 9. 個室付浴場業に係る公衆浴場そ の他これに類する政令第130条の9 の3で定めるもの		1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他 これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎（1 5 m ² を超えるもの。） 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 6. キャバレー、料理店その他これらに類 するもの 7. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他 これに類する政令第130条の9の3で定 めるもの	
			建築物等の容積 率の最高限度		—	
			建築物等の敷地 面積の最低限度		—	
		建築物等の形態 又は意匠の制限	敷地内の広告物又は看板（建築物 に設置するものを含む）は自己の 用に供するものに限定し、設置位 置については、景観上の配慮を行 うとともに、次の事項に該当する ものは設置してはならない。 1. 周辺的美観・風致を損なうもの		—	

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」